⑵　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、下記の条件を満たす者又は特定建設工事共同企業体とする。

①　単体で申請する場合　下記の㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

㋐　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）

㋑　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「橋梁補修改築工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。）。

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合　下記の㋐及び㋑の条件を満たす２者で構成された共同企業体とする。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合は、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が㋐及び㋑の条件を満たし、かつ特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員が㋐又は㋑のいずれかの条件を満たさなければならない。また、特定建設工事共同企業体（乙型）で申請する場合は、「土木工事」を施工する特定建設工事共同企業体の構成員は㋐の条件を満たし、「橋梁補修改築工事」を施工する特定建設工事共同企業体の構成員は㋑の条件を満たさなければならないものとし、複数の工事を担当する特定建設工事共同企業体の構成員は、施工を担当する工事の㋐及び㋑の条件を満たさなければならない。

㋐　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）

㋑　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「橋梁補修改築工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。）

⑶　施工実績　平成15年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体で申請する場合　下記に掲げる同種工事(Ⅰ)及び(Ⅱ)の施工実績を有すること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する代表者は、(Ⅰ)及び(Ⅱ)の施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する代表者以外の構成員は、(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかの施工実績を有すること。

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体(乙型)にあっては、「土木工事」を担当とする場合は、同種工事(Ⅰ)の施工実績を有し、「橋梁補修改築工事」を担当とする場合は、同種工事(Ⅱ)の施工実績を有すること。なお、複数の工事を担当する場合は、施工を担当する工事の同種工事の施工実績を有すること。

・同種工事(Ⅰ)【工事種別　土木工事】　橋梁下部工の新設、耐震補強（下部工巻き立て、落橋防止構造、支承取替）のいずれかを実施した工事

・同種工事(Ⅱ)【工事種別　橋梁補修改築工事】　鋼橋上部工の新設、補強（当て板または部材取替）、耐震補強（支承取替、落橋防止構造）のいずれかを実施した工事

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成15年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績としていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、同種工事(Ⅰ)及び(Ⅱ)の２つの実績を同一の者が有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

・同種工事(Ⅰ)【工事種別　土木工事】　橋梁下部工の新設、耐震補強（下部工巻き立て、落橋防止構造、支承取替）のいずれかを実施した工事

・同種工事(Ⅱ)【工事種別　橋梁補修改築工事】　鋼橋上部工の新設、補強（当て板または部材取替）、耐震補強（支承取替、落橋防止構造）のいずれかを実施した工事

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。